

○安曇野市介護保険条例 一部抜粋

平成17年10月 1 日条例第138号

(安曇野市介護保険等運営協議会の設置)

第13条の 2 地方自治法第138条の 4 第 3 項の規定により、市の介護保険事業の適切な運営を図るため、安曇野市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第14条 協議会は、次に掲げる事項を協議又は審査する。

- (1) 法第 8 条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第 8 条の 2 第12項に規定する地域密着型介護予防サービスに関する事項
- (2) 法第115条の46第 1 項に規定する地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項
- (3) 法第117条第 1 項に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の 8 第 1 項に規定する老人福祉計画の策定並びに進捗状況に関する事項
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、介護保険推進事業に関する事項

(組織)

第15条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の範囲内で、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選考された被保険者 3 人
- (2) 学識経験を有する者 3 人
- (3) 保健、医療又は福祉関係者 5 人
- (4) 介護保険サービス提供事業者 5 人

3 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第16条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(除斥)

第18条 協議会の委員は、当該議事に係る事業者と利害関係を有すると認められるときは、その議事に参与することができないものとする。

2 協議会の会長及び副会長が前項の規定により議事に参与することができないときは、当該議事に係る会長の職務は、あらかじめ会長が指名した委員が行うものとする。

(部会)

第19条 協議会に部会を設置することができる。

(守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第21条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

附 則（令和6年3月22日条例第6号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。